⑶　⑵のＰＴＮユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後ＰＴＮユニット数とし、データ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（当該局が属するループごとにポート容量比及びＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＰＴＮユニット数とする。

⑷　⑵のＰＴＮリング数及びＰＴＮユニット数から算定した当該局のＰＴＮ高速インタフェース数のうちＰＴＮ10Ｇ高速インタフェース数を当該局の10ＧＰＴＮリング数により算定し、残りをＰＴＮ2.4Ｇ高速インタフェース数とする。

⑸　⑷のＰＴＮ10Ｇ高速インタフェース数及びＰＴＮ2.4Ｇ高速インタフェース数のそれぞれに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後ＰＴＮ10Ｇ高速インタフェース数及び冗長化後ＰＴＮ2.4Ｇ高速インタフェース数とし、これらからそれぞれデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（当該局が属するループごとにポート容量比及びＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＰＴＮ10Ｇ高速インタフェース数及びメタルＩＰ音声系冗長化後ＰＴＮ2.4Ｇ高速インタフェース数とする。

３　収容局設置ＣＷＤＭの設備量算定

⑴　ＣＷＤＭ設置収容局ごとに、ＣＷＤＭが接続する共用収容ルータの設備量からＣＷＤＭ10Ｇインタフェース数及びＣＷＤＭ低速10Ｇカード数を算定する。また、当該ＣＷＤＭが接続する専用線装置の設備量からＣＷＤＭＳＴＭ－１インタフェース数及びＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数を算定する。ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数及びＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数の合計に２を乗じたものを当該局のＣＷＤＭ高速インタフェース波長数とする。

⑵　⑴のＣＷＤＭ高速インタフェース波長数をＣＷＤＭ高速インタフェース最大波長数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のＣＷＤＭユニット数とする。

⑶　⑵のＣＷＤＭユニット数からデータ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）並びに専用線サービスに係るもの（波長数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系ＣＷＤＭユニット数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＣＷＤＭユニット数とする。

⑷　⑴のＣＷＤＭ低速10Ｇカード数からデータ系サービスに係るもの（ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＣＷＤＭ低速10Ｇカード数とする。